

令和5年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年3月24日（金）
午後3時00分～午後4時58分
- 2 場 所 沼津市民文化センター2階 第1練習室
- 3 日 程
 - (1) 開会
 - (2) 会議録署名人の指名（土屋委員 重光委員）
 - (3) 教育長報告
 - (4) 議案
 - 議第4号 沼津市教育委員会事務局処務規則及び沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - 議第5号 沼津市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について
 - 議第6号 沼津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規則の制定について
 - 議第7号 沼津市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の制定について
 - 議第8号 沼津市奨学生選考委員会規程の一部改正について
 - 議第9号 沼津市立小中学校運営協議会規則の一部改正について
 - 議第10号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について
 - 議第11号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について
 - 議第12号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について
 - 議第13号 沼津市学校評議員設置要綱及び沼津市地域学校協働本部設置要綱の一部改正について
 - 議第14号 沼津市学校給食費に関する要綱の一部改正について
 - 議第15号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について
 - 議第16号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について
 - (5) 協議事項
 - (6) 報告事項
 - 報告事項1 令和5年2月市議会定例会一般質問等について
 - 報告事項2 海瀬家住宅主屋の国登録有形文化財（建造物）に係る答申について
 - (7) その他
 - (8) 議案
 - 議第17号 沼津市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 4 出席者等
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 川口浩史、委員 土屋葉子、委員 重光純、委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、

学校教育課学校給食室長 渡邊偉智洋、教職員研修センター所長 中嶋記恵子、
文化振興課長 林敬博、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、
学校教育課副参事(教職員担当)兼青少年教育センター所長 内田要、図書館事務長 中澤芳子、
学校教育課長補佐 渡邊芳久、文化振興課副主任 原田雄紀、教育企画課指導主事 栗原克弥、
教育企画課指導主事 松岡ミュキ、教育企画課指導主事 岩本智明、教育企画課主任 藁科奏

5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長 本日東京は、2010年以来、13年ぶりに3月に夏日を記録したそうである。そのような気候で、千鳥ヶ淵はもう桜が満開だった。昨日は、魁光章、県の優秀教職員表彰、並びに校長先生方の退職辞令交付を行い、教育委員の皆様にも出席していただいた。今年度末で8人の校長先生が退職するが、ここまでいろいろな思いを持って学校経営をされてきたと思う。それに対して少しでも労いの気持ちを示せばということ、行わせていただいた。感想があれば後程聞かせていただければと思う。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、重光委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長 2月10日から3月20日までの39日間、沼津市議会2月定例会が開かれた。詳細は、この後事務局から報告させていただく。

本日皆様にも視察していただいた沼津市総合体育館は3月1日にオープンしたが、開館記念式典は2月25日に行われた。沼津市立沼津高等学校書道部、加藤学園高等学校チアリーダー部、飛龍高等学校和太鼓部等のパフォーマンスが行われ、来賓も国会議員、県議会議員、市議会議員等、多くの方々がお祝いに訪れた。今後、総合体育館が、大いに盛り上がりを見せる会場になると思う。今、翠富士が大躍進をしているが、7月30日に総合体育館において大相撲沼津場所が開かれる。私も申し込みをしたが、その日のうちにチケットがなくなるというぐらいのすごい人気だったようでとても楽しみにしている。

3月5日に松の翠邦楽演奏会が、沼津市制100周年の祝賀プレイベントとして市民文化センターで行われた。東京芸術大学を卒業した一流の演奏家による演奏会であり、ウクライナ難民人道支援のチャリティーコンサートも兼ねていた。邦楽は日本の伝統芸能であり、時代をつないでいく後継者となる若手の演奏家もいらっしまった。子供たちにも是非見せたいという気持ちである。

3月15日に市民文化センター大会議室で、教育講演会を開催した。土屋委員、重光委員にも参加いただいた。県内各地の学校規模・学校配置の適正化の取組に関わった経歴をお持ちの静岡大学大学院武井敦史教授を招聘し、いろいろなお話を

聞かせていただいた。参加者からも多くの御意見を賜ることができ、沼津市の将来を担う子供の未来について考えるよいきっかけになったと思う。子供たちにとってよりよい環境の整備を図り、魅力ある学校づくりをすることが我々の使命だと考えている。教育長報告は以上とする。

<議案>

奥村教育長 日程（3）議案である。
本日は13件の議案があるが、議第5号での規則の一部改正に伴い、議第6号で規則を制定する。同様に、議第9号での規則の一部改正に伴い、議第13号で要綱を、また、議第11号での規則の一部改正に伴い、議第12号の規定が一部改正される。そのため、議第5号と議第6号、議第9号と議第13号、議第11号と議第12号をそれぞれ一括での説明及び審議とし、審議後、1件ずつお諮りしたいが、一括議案としてよろしいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。それでは日程に沿って進行する。

議第4号 沼津市教育委員会事務局処務規則及び沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

<令和5年度組織改正により、文化芸術を活用した取組の更なる推進のための体制整備を図るため、文化振興課の「文化事業係」を廃止し、「文化政策室」（課内室）及び「文化施設係」を設置する。また、教育委員会の権限に属する事務の補助執行を行う市長部局担当部名を変更するほか、所要の改正を行う。>

（教育企画課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
文化振興課の組織改編によって、どのようなメリットがあり、どのようなことが推進されていくかについて説明をお願いします。

文化振興課長 今回の組織改正に伴い、文化振興課としては、ますます文化芸術に関して、また、文化団体等へのサポートができると考えている。具体的には、芸術文化活動の成果を発表する場の提供、そして、芸術文化に関する情報発信である。芸術団体の方々の中には御高齢の方もおり、最近のSNSを使った情報発信が苦手と聞いているので、サポートが可能となると思う。また、各文化団体が新たな企画を練る際に協力し、新たな文化行政に関する企画を執行できればと考えている。

川口委員 新たに文化政策室を設けるという話だったが、配置人数が増えるのか、それとも、配置人数は変わらず役割分担が変わるのか。

文化振興課長 現在文化振興課職員は7人おり、文化政策室と文化施設係に分かれるが、全部で8人となり、1人増える形である。

奥村教育長 新たに「室」になったため、「室長」というポジションが新しくでき、そこに1人増えることになる。ほかにいかがか。

よろしければ、お諮りする。議第4号 沼津市教育委員会事務局処務規則及び沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第4号について、原案のとおり決する。

議第5号 沼津市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

議第6号 沼津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規則の制定について

＜「個人情報の保護に関する法律」が改正され、改正法が令和5年4月1日から個人情報保護制度の全国統一の基準として地方公共団体にも適用されることから、現在の本市における個人情報保護の基準である「沼津市個人情報保護条例」及び同条例施行規則が廃止され、新たに「沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び同法施行細則が制定されることになった。このことに伴い、関連する規則の一部改正及び規則の制定を行う。＞

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明が終わった。法律が改正され、個人情報保護制度の全国統一の基準として地方公共団体にも適用されるため、今まで沼津市独自のものだったものが、統一されたことによりこのような変更をすることになる。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員

法律が地方公共団体にも適用されることになったため独自の条例自体は廃止した関係で、議第5号については、条例から法律になる。議第6号については、教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規則だが、今まで条例だった場合と内容的には変わっていないという理解でよいか。

教育企画課長

内容として変わるものではない。運用に関しては市で定めた施行細則を読みに行くという形である。

重光委員

市の施行細則自体は、教育委員会には直ちに適用されないのか。

教育企画課長

全般的に市の決まり事を読みに行く形を教育委員会として定めている。沼津市の方についてはあくまでも沼津市の規則であり、それを教育委員会に準用するという定めである。

奥村教育長

ほかになければ、1件ずつお諮りする。議第5号 沼津市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第5号について、原案のとおり決する。続いて議第6号 沼津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規則の制定について、原案のとおり可決するということがよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第6号について、原案のとおり決する。

議第7号 沼津市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の制定について

＜平成26年の地方公務員法改正法において、職員の任用を人事評価その他の能力の実証に基づき行うため、人事評価制度の導入とともに、「標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力）」について規定されたが、沼津市教育委員会では職員の標準職務遂行能力に関する規程を設けていない。国家公務員においては、指標が規定されていることを踏まえ、本市においても、その指標として標準職務遂行能力に関する規程を定めることで、組織及び職員がその職に求められる能力を共通認識し、人事評価結果を分限その他人事管理の基礎として活用し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るものである。＞

(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
- 平成26年に人事評価制度が地方公務員法の改正によってスタートし、もう9年ほど経っている。これまでこのような規程を設けない状況の中で、人事評価の実施に係る目標について特に支障はなかったのかをお聞かせ願いたい。
- 教育企画課長 参考としてお渡ししている「沼津市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程」の中に標準職務遂行能力が示されており、例えば、部長職においては、項目として「倫理、構想、意思決定、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成」とある。これまでは、規程はないものの、このような項目によって人事評価としては実施をしていた。それらについて、今回、規程として定めるものである。
- 佐藤委員 ここで改めて作ったということだが、他の部署でも作ったということか。例えば、測量技師等の技能で採用された人が、国民健康保険課に異動した場合、どうなるのか。そういうことも含めて定められるのか。
- 教育企画課長 我々の採用の職には、一般事務、技術職等の区分があり、それに応じて職階等も定められているが、ベースは職階ごと、あるいは、職ごとの標準職務遂行能力となっている。一般的には、技術職が一般事務の職に就くことはないため、そうした中で制度として担保されている。
- 佐藤委員 教育委員会だけでなく、他の部署でも改めてこのようなものを作るのか。
- 教育企画課長 業種すべてについて沼津市で作ったものを、教育委員会としては読みにいくということになる。沼津市職員全てについて定められている。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。
- 川口委員 これが職員にとって次に目指す指標にもなり、自分のキャリアアップに繋がると思うが、誰でも見られるように公開するのか。
- 教育企画課長 公開されるため、市のホームページを通じて例規集の中で見ることができる。今回の規程の公開は今後だが、「沼津市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程」についてはすでに制定されおり、タイムラグはあると思うが、見ることができる。
- 川口委員 次の職ではこういう力を求められるという指標になると思う。

- 重光委員 平成26年の地方公務員法改正法において標準職務遂行能力について規定されたということだが、今回沼津市も含めて9年経ってからこのような規程を作るのはどのような理由か。10年以内に作るというような規定があったのか。
- 教育企画課長 何年以内ということは精緻に把握していないが、平成26年当時から始める中で、職務遂行能力の項目等を試行的に検証していたと思われる。今回規定する内容は、その検証を踏まえて定めたものである。
- 奥村教育長 試行的なことをかなり繰り返しながら現在に至り、今回、規定する。それでは御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第7号 沼津市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の制定について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第7号については、原案のとおり決する。

議第8号 沼津市奨学生選考委員会規程の一部改正について

＜沼津市育英条例第5条に規定する沼津市奨学生選考委員会の委員には、学識経験者2名に加え、市職員である副市長、教育長及び沼津市立沼津高等学校長を充てているが、市職員の中で、副市長のみ沼津市奨学生選考委員会規程第4条において任期を2年と規定している。市職員の委員の取扱いを統一するため、副市長の任期の規定を削除する。＞
(学校管理課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
選考委員の学識経験者以外は沼津市職員であるため、皆同じ条件にするということである。
特にないようであれば、お諮りする。議第8号 沼津市奨学生選考委員会規程の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第8号については、原案のとおり決する。

議第9号 沼津市立小中学校運営協議会規則の一部改正について

- 議第13号 沼津市学校評議員設置要綱及び沼津市地域学校協働本部設置要綱の一部改正について
- ＜令和2年度の2中学校区を皮切りに、小中一貫教育の観点から学校運営協議会を中学校区単位で順次設置しており、令和5年度中には全中学校区が学校運営協議会を設置する「コミュニティ・スクール」に移行する予定である。さらに、沼津市立沼津高等学校及び同中等部においては、本市唯一の中高一貫校として広い通学区域のうち「沼津市」をコミュニティの中心と捉え、学校運営の改善や地域と連携した教育活動を行い、キャリア教育や探究学習等の更なる推進を目指すため、中高一貫で学校運営協議会を設置することを予定している。以上のことから、題名の改正を含め、沼津市立小中学校運営協議会規則の一部改正を行う。併せて、関連する規則及び要綱の一部を改正する。＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。令和5年度中に全中学校区だけでなく、中高一貫教育を行っている沼津市立沼津高等学校及び同中等部もコミュニティ・スクールに移行という流れの中で変更をする。御意見、御質問等はいかがか。
- 土屋委員 これをもって学校評議員はなくなるということか。
- 学校教育課長 小中学校及び高等学校は、学校運営協議会に変えていくつもりだが、幼稚園は学校評議員制度を継続するため設置要綱を残しておく。
- 学校教育課長補佐 学校教育課長の説明に補足させていただく。市内17中学校区の小中学校については、コミュニティ・スクールへの移行に伴い、将来的には学校評議員制度を廃止していく形になる。今回の改正では、沼津市立沼津高等学校について廃止する規定としているが、全中学校区の学校運営協議会への移行が完了次第、学校評議員設置要綱の該当部分を廃止する予定であり、その廃止をもって最終的に幼稚園だけが残る形になる。
- 奥村教育長 移行を見越しているが、実際に移行した時点で学校評議員設置要綱の改正を行う。ほかにいかがか。
御意見も尽きたようなので、1件ずつお諮りする。議第9号 沼津市立小中学校運営協議会規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第9号について、原案のとおり決する。続いて議第13号 沼津市学校評議員設置要綱及び沼津市地域学校協働本部設置要綱の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第13号について、原案のとおり決する。

議第10号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

＜原小学校に情緒障害学級、原小学校及び原中学校に通級指導教室が、それぞれ新設されることから、その通学区域を定めるものである。＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 少子化に伴い通常学級の児童生徒数は減っているが、特別な支援を必要とする子供たちは増え続けているため、毎年特別支援学級並びに通級指導教室は、新設あるいは増設をしている状況である。来年度は、原小学校に特別支援学級の情緒障害学級、そして、原小学校及び原中学校に通級指導教室を新設するための通学区域の改正になる。御意見、御質問等はいかがか。
- 川口委員 通級指導教室は、通常のクラスにいるが、特定の学科等だけ、その教室で行うというものか。
- 学校教育課長 委員のおっしゃるとおり、普通学級にいて、その時間だけ取り出しを行う。その子ならではの特別な教育課程を組んだ時間に取り出し、1対1で授業を行うようなシステムである。
- 川口委員 今までは第四中学校に全中学校から対象になる子供たちが通っていたが、教室が増えることで通いやすくなると思う。

学校教育課長 距離があると必ず保護者が送り迎えをしなければならず、その分授業を取り出すことになる。また、取り出す授業が同じ授業ばかりになってしまうと、そこだけが抜けてしまうため、なるべく近いところが望ましく続けやすいと思っている。

奥村教育長 これまで第四中学校のほかに、原中学校に正式な通級指導教室ではなくサテライトがあった。サテライトでは、指導者は同じだが、曜日のある程度決め、1週間の内1日だけ原へ行って通級指導教室を開く体制を整えていたが、それだけでは覚束ないということで、来年度は正式に通級指導教室を開く。そうすると、指導者がそれぞれにつくことになる。もう一つ付け加えると、言語の通級指導教室である「ことばの教室」が第二小学校にある。今回は、発達障害の方の通級指導教室になる。未確定であるが、言語の通級指導教室のニーズが多く、愛鷹小学校、門池小学校等にもサテライトがあるが、再来年度、子供の数によってはサテライトから正式に新設することにも対応していかなければならないと思っている。

川口委員 どちらにせよ通いやすくなるのはいいことだと思う。

奥村教育長 授業は授業で受けたいが、通級指導教室に行くためには授業を削って行かなければならない。授業が終わってからとなると、かなり遅い時間になるため、現状、通級指導教室の先生方が指導にあたる時間は、午後4時半を超えて指導せざるを得ない状況がある。学校教育課長とも改善を検討し、勤務体制を整えているところである。

佐藤委員 静浦小中一貫学校を見学したときに、確か特別支援学級があったように記憶しているが、ここには記載がないように思う。

学校教育課長 静浦小学校には自閉情緒学級があるが、今回は通学区域を定める規則に該当する学校、校区になるため入っていない。

奥村教育長 我々は、静浦小中一貫学校、長井崎小中一貫学校、戸田小中一貫学校という通称で呼んでいるが、正式には、静浦小学校、静浦中学校、長井崎小学校、長井崎中学校、戸田小学校、戸田中学校という表記になる。

佐藤委員 児童生徒、そして、保護者も、戸田小学校や長井崎小学校から第四小学校に通うのはなかなか大変だと思う。

奥村教育長 そのとおりである。ほかにいかがか。

御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第10号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第10号については、原案のとおり決する。

議第11号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について

議第12号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について

＜静岡県の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正され、新たに「子育て部分休業制度」が創設された。この制度は、静岡県教育委員会教育部職員及び県立学校職員にも適用され、静岡県教育委員会処務規程で様式

等が定められている。このことを受け、子育て部分休業制度の運用に必要な規定を追加する改正を行うとともに、各種様式の変更するほか、所要の改正を行う。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。議第11号については、県条例が改正され県教育委員会処務規程も変わったことを受け、沼津市小中学校管理規則においても改正を行う必要があり、子育て部分休業が追加されたためのものである。議第12号は、処務規程を一部改正するにあたって、子育て部分休業のほかに、説明のとおり4つの改正がある。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 不勉強で申し訳ないが、子育て部分休業制度の概要を説明していただきたい。
学校教育課長 共働き等の場合に、朝の送迎等の時間が限定されるため、例えば、朝は1時間遅く勤務し、帰りは1時間早く帰るという申請を行うと、その部分を子育ての時間に充てることのできる制度である。

重光委員 そのような部分休業は、急に子供が病気になったから休まなければというように、イレギュラーに必要になると思う。しかし、管理規則では教育委員会の承認を受けなければならないとあり、それは結構厳しい気がするがいかがか。

奥村教育長 申請方法はどうなっているのか。例えば、年間を通じてというような形か。
学校教育課長 長期間の申請をするが、変更があれば養育状況変更届を提出する形であり、特に厳しい審査はない。しかし、早く帰る部分があると、その分仕事を家に持ち帰る必要が出てくる等のデメリットもあり、取りづらい部分もあるが、実際に取っている職員もいる。

奥村教育長 ある程度見通しをもった休みには、教育委員会が認めるという手続きが必要になる。突発的に起こったことは、これには該当しない。

重光委員 ほかの先生との業務分担等、校長先生の采配が難しくなりそうだと思う。
学校教育課長 そのとおりである。周りのフォローがないとできないため、担任だけでなく学級を持っていない級外の職員がその分をフォローし、学校全体で休みやすい体制を取るという姿勢である。しかし、今は教員不足であり、教員が不足していると段々圧迫され簡単に休みが取れなくなるため、私たちも精一杯教員不足を解消し、休暇を取りやすい体制を整えていかなければならないと考えている。

奥村教育長 子育て支援に関しては、非常に国が施策に力を入れており、育休取得中の方も給与の点で全面的に保障する制度を構築しつつある。休みやすい体制を整えることは大切である。

川口委員 実際の場面を想定すると、例えば、産休を取って子供を産み、育休が終わった後、すぐに通常の勤務ができないという場合に利用されることが多いのか。

学校教育課長 育休が3年間取れるため、現場復帰してすぐに担任をやったり、授業をやったりする。ただやはり、子供が未就学である場合、面倒を見てもらえる方がいないと、部分休業を考える職員はいる。

川口委員 3年も育休が取れるのか。

奥村教育長 3歳の誕生日に到達する前日まで休める。

川口委員 担任にはなれないのか。

学校教育課長 途中で担任が変わることになる。もし9月1日までの代替の方がいて、9月2日から復帰した場合は、その方にやっていただくことになる。

川口委員 部分休業をしても担任を持てるのか。

学校教育課長 可能である。

佐藤委員 添付書類にある診断書や提出書類が、新旧で示されているものは中身まで変わったからあると思うが、介護時間請求簿はタイトルが変わっただけで中身は変わらないため添付がないという理解でよいか。

学校教育課長 そのとおりである。

奥村教育長 御意見も尽きたようなので、1件ずつお諮りする。議第11号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第12号について、原案のとおり決する。続いて議第12号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第12号について、原案のとおり決する。

議第14号 沼津市学校給食費に関する要綱の一部改正について

＜学校給食用賄材料に係る購入費の上昇に伴う1食あたりの学校給食費単価の改正を行うとともに、学校給食に係る保護者負担軽減を図る観点から、令和5年度に限り単価を据え置く規定を設けるほか、所要の改正を行う。＞
(学校給食室長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

佐藤委員 給食費はどうやって決まるのか。

学校給食室長 給食については国で栄養基準等が決められており、市内の栄養士たちと常々相談する中で、どれぐらいの栄養が確保できるか、この金額で足りるか等の協議を進めている。昨今の食材費の上昇に伴い、どこの学校からもこのままでは継続は難しいという話があり、昨年度は約10%を増額した。また、今後食材費等の状況を見ながら、栄養が確保できないという話になれば、随時増額の検討を行わなければならないと考えている。

奥村教育長 例えば、東部管内で20市町あるが、給食の単価は同じではない。低い自治体もあれば、高い自治体もある。どのあたりで単価の差が出てくるのか。

学校給食室長 単価改正にあたり各市町村の給食費等の状況について調査を行った。教育長からお話があったとおり、給食費については各市町の考え方で設定されている。元々の金額から各市町での増額率やその期間等が様々ある中で、やはり地域による差がある。今回沼津市では10%分を負担する形とするが、小山町は無償化、御殿場市は一部補助等、市長選の公約から行っているところもある。考え方は市町により様々あり、それぞれの食材の調達や様々なコスト等を勘案して決めているが、どこの市町もできるだけ保護者の負担は圧縮したいがここまでは必要だという検討で頭を悩ませていると聞いている。先程も申し上げたとおり、

栄養価を満たす必要があり、どこの市町も質と金額のバランスを検討している状況である。

- 奥村教育長 安全安心は当たり前であり、さらに質の担保が必要となる。
- 土屋委員 沼津市は今年度末まで給食を無償化し、保護者はとても喜んでいたと思う。来年度に関してはそのような予定はないのか。
- 学校給食室長 国の交付金の使途として学校給食が明示されており、市長部局と協議の結果、地方創生臨時交付金の学校給食への活用が実施できた。来年度もコロナや国際情勢の影響で児童生徒を取り巻く環境が厳しいため、少しでも支援ができないかということで、給食費の10%分を市が負担することで市長部局との話がついた。年始に県知事からも給食支援の話があり、先週は自民党幹事長による給食無償化についてのニュースが出ていたと思う。今後の国や県の動向を見ながら、無償化について検討していこうと考えている。
- 重光委員 第8条の還付及び充当の規定が適応される状況を考えてみたが、例えば、3月分の給食が6,000円のところを7,000円いただいたとすると1,000円返さなければならない。その場合に、未納の給食費があるときには充当できるということだが、これは、過誤納金が発生した時点で未納の給食費があった場合には充当できるという話である。2月分が未払いの場合に充当することはできるが、次の4月分に充当し、6,000円のところを5,000円支払ってもらおうという話ではないということではいか。
- 学校給食室長 未納と記載しているが、基本的には滞納分と考えており、今のお話のとおりと考えている。現状では口座振替をお願いしているが、希望によっては納付書による支払いもできるため、納付書を再発行してほしいということで何枚かお渡しすると、二重払い、三重払いが発生することがある。しかし、そのような場合は、重複払いした分、支払いがされていない月があり、現在は本人に連絡し確認を取って処理している。今後は、このような場合はこういう措置をすると改めて示し、通知連絡しようと考えている。
- 重光委員 承知した。多く支払う人に未納があるのはおかしいと思い確認した。
- 佐藤委員 新旧対照表の付則2「ただし、牛乳のみを喫食する場合及び牛乳を除き喫食する場合には、別に定める喫食区分ごとの1回当たりの額に算定対象回数に乗じて得た額とする。」とあるということは、牛乳だけ、あるいは、アレルギーがあるので牛乳はいらないという児童生徒がもうすでにいるということか。また、イスラム教徒はハラール食しか食べられないが、そのような例もあるのか。
- 学校給食室長 牛乳が飲めないアレルギーの子供もいるため、学校で把握して対応しており、その分の額は下げている。牛乳の金額が出るのが年度末であり、毎年変わるため別に定めている。また、学校給食は市で行っており、学校と保護者等との契約に基づく給食の提供と費用の支払いということで法律上は整理されている。したがって、新入生、または、新たに学校に入る児童生徒に対して、給食の提供を受けるかどうか調査している。その中で、今年度も宗教上の理由、アレルギー等で給食は結構だという者がいた。
- 佐藤委員 一人一人を把握するのはとても大変だと思う。昔は一律に全員牛乳を飲んでいった。

奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第14号 沼津市学校給食費に関する要綱の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第14号については、原案のとおり決する。

議第15号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について

＜静岡県教育委員会発行の「静岡県公立小・中学校及び義務教育学校児童生徒指導要録の取扱い」が改正されたことに伴う文言の変更、学齢簿システムが変更され通知書の表題がシステム統一表記になったことに伴う関係箇所の変更、並びに所要の改正を行う。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。実際に学校現場で周知徹底するのに少し時間がかかるかもしれないが、教育委員会としても遺漏のないように周知をお願いしたいと思っている。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 聞き逃したかもしれないが、第11条の改正の趣旨を教えてください。「他校通級実施要領（平成5年4月1日施行）」が、「通級指導の手引き」というものになったからということによいか。

学校教育課長補佐 そのとおりである。県教育委員会の扱いが、他校通級実施要綱が通級による指導の手引きになった。県教育委員会が発行するものについては、更新のタイミングに合わせて改正を行っているが、頻度が高いため、施行日を削除し、実際の運用上は最新のものを適用していくという形になる。

奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第15号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第15号については、原案のとおり決する。

議第16号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について

＜令和5年度から本稼働する教職員出勤簿管理システムに対応した表示となるよう、これまでの出勤簿表示を整理した上で文言を改める。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

令和5年度から本稼働となるが、教職員出勤簿管理システムはどのぐらい試行していたのか。別表では、46項目あったものが半分の23に整理されている。

学校教育課長 働き方改革の取組の一環としてのシステム変更である。学校現場では学校管理システムと呼んでおり、9月1日から実際に試行している。これにより、休日も含め時間外勤務について正確に把握できるシステムとなっている。これまで出勤簿にも印鑑を押していたが、これによって入力だけで出勤簿の押印が不要になった。今後、年休等も含めて管理する一括システムにする形で進める予定である。

- 川口委員 以前教育長から、先生たちは出退勤時間をタイムカード等ではなく、パソコンで管理するという話を聞いた気がする。
- 学校教育課長 これまではパソコンでも行い、押印もしていた。両方やっていたのが1つになる。
- 佐藤委員 特休部分がほとんど削除になっているが、どこかに集約されたため多くが削除になったのか。
- 学校教育課長補佐 特休という項目の中で、これまでは理由を明記する形になっていた。実際の運用において理由を把握しているが、システムの入力、その他の管理の中で、項目の入力ミス等が発生しうるということもあり、共同学校事務室の職員と協議をし、管理を確実にを行うために項目を整理した。
- 重光委員 番号9の特休に、「負傷または疾病による特別休暇の場合」とあり、「または」がひらがな表記であることが気になった。ほかの部分では、漢字表記となっている。通常公用文では、「または」は漢字表記であるため、直した方がよいと思う。
- 学校教育課長 そのようにさせていただく。
- 奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第16号 沼津市立小中学校出勤簿整理要領の一部改正について、別表の番号9、表示「特休(病)」、該当する場合「負傷または疾病による特別休暇の場合」の「または」を「又は」の漢字表記に修正し、可決するというところでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第16号については、修正した形で決する。

<協議事項>

- 奥村教育長 日程(5) 協議事項は、本日は案件なし。

<報告事項>

- 奥村教育長 日程(6) 報告事項である。

報告事項1 令和5年2月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。令和5年度に向けての施政方針に対し、各会派からの代表質問として4人の議員から、学校運営協議会の全中学校区への導入について、中学校部活動の地域移行の検討について、高尾山古墳を活かす環境整備について、学校給食について、地域総がかりの教育について等、また、個人の一般質問として2人の議員から、学校教育におけるいじめの犯罪性に関する周知について、学校給食費の無償化について等の質問があり、教育長または教育次長が答弁を行った。>

(教育次長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。本日の定例会の中でも教育委員の皆様が質問したことと重複

している内容もあったかと思う。御意見、御質問等いかがか。
よろしければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項 2 海瀬家住宅主屋の国登録有形文化財（建造物）に係る答申について

<文化審議会から沼津市西浦河内に所在する海瀬家住宅主屋を、登録有形文化財（建造物）として文化財登録原簿に登録するよう文部科学大臣宛に答申されたことを報告する。>

（文化振興課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わった。西浦の河内、市内に現存する住宅建築としては最古級のひとつということで、江戸末期の建物である。御意見、御質問等いかがか。
小栗家は、小栗さんが実際に指定された建物に住み、今でも生活をしていると思うが、海瀬家はいかがか。

文化振興課長 海瀬さんも実際にまだこの建物にお住まいである。

奥村教育長 ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程（7）その他である。
何かあるか。なければ、残る日程は非公開とする。

議第17号は、人事案件であるため非公開とする。

奥村教育長 以上をもって本日の定例会を閉会する。

午後 4 時 58 分 閉会